平成２３年（フ）第２３０号
静岡市葵区池ヶ谷東20番５号　大橋マンション402号
債務者　渡邉　篤史
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３７号
青森市幸畑５丁目15番10号　県営住宅26―２
債務者　木村　弓子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月20日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５６号
青森市大字六枚橋字磯打32番地12
債務者　工藤　　渉
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月20日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４７５号
東京都小平市美園町３丁目８番５号
債務者　小沼　大輔
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０４号
静岡市葵区川合２丁目23番10―12号　スコルピウス彩203号
債務者　西川　裕之
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月６日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１４号
静岡県焼津市大住290―１　リザーブM102、住民票上の住所静岡県藤枝市本町２丁目４番４号
債務者　神谷　弘和
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月６日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５４１号
東京都昭島市松原町５丁目２番14号コーポ塩田101号
債務者　谷村　一美
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月14日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１８４号
静岡市清水区横砂西町６番11号
債務者　村松紀代美
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１３号
静岡県牧之原市勝俣1643番地１
債務者　木村美千子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５３８号
東京都八王子市長房町719番地都営長房北アパート71―404
債務者　山田　則恵
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２４号
青森市小柳１丁目２番７号
債務者　櫻田　將次
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４２号
青森市大字新城字山田222番地662
債務者　神　　良則
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４９２号
東京都国立市西１丁目３番地の21沙堂106
債務者　菊池　陽一
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月21日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２２９号
静岡県浜松市中区和合町220番地の2258
債務者　坂田　宏美
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２３３号
静岡県湖西市白須賀4041番地の１
債務者　根岸　　清
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係